

財務省告示第二百五十一号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条の二第一項の規定に基づき、平成十九年七月二十五日に発行する利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十九年七月二十四日

財務大臣 尾身 幸次

一 名称及び記号	二 発行の根拠の法律及びその条項	三 振替法の適用等	四 発行方法	五 発行額
利付国庫債券（五年）（第六十四回）	財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び平成十九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（平成十九年法律第二十五号）第二条第一項	成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	日本郵政公社による国債の募集の取扱い及び取得による発行のうち、財政法第四条第一項の規定に基づき発行する利付国債に	額面金額で五百億円 ついては、額面金額で九十九億九千六百万円、平成十九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律第二十一条の規定に基づき発行する利付国債に

六 払込金額 五百億二千万円
七 最低額面金額 五千万円

八 振替単位 振替法の規定による振替口座簿

九 発行日 平成十九年七月二十五日

十 募集の価格 額面金額百円につき百円四銭

十一 利率 年一・五パーセント

十二 経過利率の払込み 額に加え、次の算式により算出した金額を第十九号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.5}{100} \times \frac{35}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額(ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国人が適用を受ける所得税の

十三 初期利子
 平成十九年十二月二十日を支払
 期とし、次の算式により算出し
 た金額を支払う。ただし、支払
 期が銀行休業日に当たるとき
 は、その翌営業日に支払う（以
 下、次号及び第十五号において
 規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額}}{100} \times \frac{1.5}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四 第二期利子以後の利子
 毎半年六月二十日及び十二月二十
 日を支払期とし、各支払期にお
 いて、その日以前六月間に属す
 る利子を支払う。
 平成二十四年六月二十日
 額面金額百円につき百円
 日本銀行
 平成十九年七月十三日から平成
 十九年七月十九日まで
 平成十九年七月二十五日
 払込期日

十五 償還期限
 十六 償還金額
 十七 元利支
 十八 募集期間
 十九 払込期日